



人材育成に活用できる助成金

～ 人材開発支援助成金 ～

▶ 参考：助成金の財源

助成金の財源は事業主が国に納めている雇用保険の一部が利用されています。
平成31年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業		3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
(30年度)		3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		4/1,000	7/1,000	4/1,000	11/1,000
(30年度)		4/1,000	7/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業		4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000
(30年度)		4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は平成30年度の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

引用元：厚生労働省「平成31年度の雇用保険料率について」

▶生産性要件で支給額増額

▶生産性要件の背景

企業における**生産性向上の取組み**を支援するために設けられました。
今後労働力人口の減少が見込まれる中で経済成長を図っていくためには、
個々の労働者が生み出す**付加価値（≡生産性）**を高めていくことが不可欠です。

▶生産性要件の計算式

「生産性要件」における「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

▶生産性要件とは

助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、
その3年前に比べて**6%以上**伸びていること ※例外あり

注意：上記3年間の対象期間内に解雇等があった場合は生産性要件の対象外となります。

人材開発支援助成金

特定訓練・一般訓練・特別育成訓練コース

人材育成で
活用！

雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部が助成されます。

有期契約労働者を対象	正社員を対象
特別育成訓練コース (一般職業訓練)	特定訓練コース 一般訓練コース

各コースの要件を満たした訓練を労働者が受け、その費用を事業主が負担した場合に訓練経費助成や訓練時間の賃金助成を受給できます。

社員のスキルアップのための研修費用を事業主が負担して、社員の資格取得を支援する！

有期契約
労働者向け

人材開発支援助成金 特別育成訓練コース

訓練コースと助成額

助成額 () 内は大企業の額

支給対象となる訓練	賃金助成 (1人1時間当たり)		経費助成		
		生産性要件 を満たす場合	20時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
一般職業訓練	760円 (475円)	960円 (600円)	10万円 (7万円)	20万円 (15万円)	30万円 (20万円)

注意事項

- 同一事業主に対して支給対象となる一般職業訓練の実施は、同一労働者に対して1年度当たり1回のみです（訓練開始日を基準）。
- 受講者が計画時間数の8割以上を受講していない場合は支給されません。

人材開発支援助成金 特別育成訓練コース

対象となる訓練

▶ 一般職業訓練

Off-JTであって、次の(1)から(4)のすべてに該当する職業訓練

- (1) 1コース当たり1年以内の実施期間であること
- (2) 1コース当たり**20時間以上**の訓練時間数であること
- (3) 通信制のみの職業訓練の場合は、一般教育訓練・特定一般教育訓練の指定講座であること
- (4) 次の1～3のいずれかに該当する訓練であること

1	訓練実施事業主以外が設置する施設に依頼して行われる訓練（講師の派遣も含む）であり、次のaからdに掲げる施設に委託して行う事業外訓練またはeの事業内訓練	
	a	訓練実施事業主以外が設置する施設に依頼して行われる訓練（講師の派遣も含む）であり、次のaからdに掲げる施設に委託して行う事業外訓練またはeの事業内訓練
	b	各種学校等 [学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の専修学校もしくは同法第134条の各種学校、またはこれと同程度の水準の教育訓練を行うことができるものをいう]
	c	その他（a,b以外）職業に関する知識、技能もしくは技術を習得させ、または向上させることを目的とする教育訓練を行う団体の設置する施設
	d	その他（a～c以外）助成金の支給を受けようとする事業主以外の事業主、または事業主団体の設置する施設
	e	外部講師の活用や社外の場所で行われる訓練で、事業主が企画し主催したもの
2	都道府県知事から認定を受けた認定職業訓練（職業能力開発促進法第24条に規定する認定職業訓練をいう）	
3	1及び2以外の事業内訓練であって、専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者もしくは1級の技能検定に合格した者またはこれらと同等以上の能力（訓練開始日前におけるその分野の職務での実務経験（資格試験合格者が資格者団体登録前に義務付けられている研修期間（弁護士（裁判所法第66条）、公認会計士（公認会計士法第16条）、社会保険労務士（社会保険労務士法第3条））及び税理士試験合格後の税理士法第3条に定める実務経験期間を含む。）が通算して10年以上）を有する者により実施される職業訓練	

人材開発支援助成金 特別育成訓練コース

手続きの流れ

▶ 一般職業訓練

1 訓練計画届の作成・提出

- 訓練計画届を作成し、管轄ハローワークの確認を受けます。
- 訓練開始日から起算して**1か月前まで**に、管轄ハローワークに提出してください。
- 訓練計画届の内容などを変更する場合は、「計画変更届」を提出する必要があります。

2 訓練の実施

- 訓練計画届に基づき訓練を実施してください。
- 【注意】
- 訓練計画届の提出日から6か月以内に訓練を開始することが必要です。
 - 有期実習型訓練の場合は、訓練開始日の翌日から起算して**1か月以内**に、「訓練開始届」を管轄ハローワークに提出する必要があります。

3 訓練の終了・支給申請

- 職業訓練終了日の翌日から**2か月以内**に支給申請書を管轄ハローワークへ提出してください。

4 支給決定

人材開発支援助成金 特定訓練コース・一般訓練コース

訓練コースと助成額

▶ 助成額・助成率

() 内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練		賃金助成 (1人1時間当たり)		経費助成	
			生産性要件 を満たす場合		生産性要件 を満たす場合
①特定訓練コース	Off-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)
②一般訓練コース	Off-JT	380円	480円	30%	45%

▶ 経費助成限度額(1人当たり)

支給対象となる訓練	企業規模	20時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
①特定訓練コース	・ 中小企業 ・ 事業主団体等	15万円	30万円	50万円
	・ 中小企業以外	10万円	20万円	30万円
②一般訓練コース	・ 事業主 ・ 事業主団体等	7万円	15万円	20万円

人材開発支援助成金

特定訓練コース・一般訓練コース

対象となる訓練

▶ 特定訓練コース（若年人材育成訓練）

訓練開始日において、雇用契約締結後5年を経過していない労働者であって、かつ35歳未満の若年労働者に対する訓練を実施した場合に助成が受けられる訓練メニューです。

訓練対象者	申請事業主または申請事業主団体等の構成事業主において雇用契約締結後 5年を経過していない労働者であって、かつ35歳未満の雇用保険の被保険者
基本要件	<ul style="list-style-type: none">●Off-JTにより実施される訓練であること (事業主自ら企画・実施する訓練、または教育訓練機関が実施する訓練)●実訓練時間が10時間以上であること
実施訓練例	基幹人材として必要な知識・技能を順次習得させる訓練 (1年目：プレス加工基礎研修、2年目：金型図面の見方研修 3年目：溶接技能研修)


人材開発支援助成金

特定訓練コース・一般訓練コース

対象となる訓練

▶ 一般訓練コース

特定訓練コース以外の訓練を事業主もしくは事業主団体等が実施する場合に助成。

訓練対象者	申請事業主または申請事業主団体等の構成事業主等において雇用保険の被保険者
基本要件	<ul style="list-style-type: none">● Off-JTにより実施される訓練であること (事業主または事業主団体等自ら企画・実施する訓練、または教育訓練機関が実施する訓練)● 実訓練時間が20時間以上であること● セルフ・キャリアドック(定期的なキャリアコンサルティング)の対象時期を明記して規定すること (ジョブ・カードを活用することを推奨※1)(事業主に限る) ※1 活用することは要件ではありません。 <p style="text-align: center;"></p> <p>一般訓練コースにおけるセルフ・キャリアドックの要件</p> <ul style="list-style-type: none">・ 労働協約、就業規則又は事業内職業能力開発計画のいずれかに、セルフ・キャリアドックの実施(定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保)について対象時期を明記して定めていることが必要です。・ キャリアコンサルティングを実施する者は国家資格を有しているキャリアコンサルタントに限りません。・ キャリアコンサルティングについての経費は事業主が全額を負担する必要があります。 <p><就業規則の規定例></p> <p>(セルフ・キャリアドック制度)</p> <ul style="list-style-type: none">○条 会社は、労働者に対してキャリアコンサルティングを入社から3年ごとに行う。2 キャリアコンサルティングを受けるために必要な経費は、会社が全額負担する。

人材開発支援助成金

特定訓練コース・一般訓練コース

手続きの流れ

▶ 特定訓練コース・一般訓練コース

1 訓練計画届の作成・提出

- 自社における訓練計画の作成
- 訓練開始日から起算して**1か月前までに**管轄ハローワークへの提出が必須となります。また、申請手続きは雇用保険適用事業所単位となります。

2 訓練の実施

- 内部・外部講師によって行われる訓練、教育訓練施設で実施される訓練等

3 訓練の終了・支給申請

- 職業訓練終了日の翌日から起算して**2か月以内**に支給申請書を管轄ハローワークへ提出してください。

4 支給決定

- 支給審査の上、支給・不支給を決定（審査には時間を要します）

▶2019年おすすめの助成金一覧①

助成金	コース	取り組み	金額
キャリアアップ	正社員化	有期社員の方を正社員に転換すること	最高 72 万円
	諸手当制度共通化	有期・正社員の諸手当制度を共通化すること	最高 48 万円
	賃金規定等共通化	有期・正社員の賃金規定等を共通化すること	最高 72 万円
	賃金規定等改定	有期契約労働者等の賃金規定を増額改定し、昇給すること	最高 360 万円
	健康診断等制度	有期契約労働者等を対象とする法定外の健康診断制度を新たに規定・実施すること	最高 48 万円
トライアル雇用	一般トライアル	就職困難者をハローワーク等からトライアル雇用として雇入れする	最高 12 万円
特定求職者雇用開発	特定就職困難者	就職困難者をハローワーク等から雇入れする	最高 240 万円
時間外労働等改善	勤務間インターバル導入	勤務間インターバル制度を導入すること	最高 100 万円
	時間外労働上限設定	時間外労働の上限時間の設定	最高 200 万円
	職場意識改善	有給休暇規定整備および所定労働時間を削減の取り組みをすること	最高 100 万円

▶2019年おすすめの助成金一覧②

助成金	コース	取り組み	金額
65歳超雇用推進	65歳超継続雇用促進	高年齢者が年齢に関わりなく働ける職場づくりに取り組むこと	最高 160 万円 労働者1人当たり
	高年齢者無期雇用転換	50歳以上かつ定年未満の有期社員の無期転換ことをすること	最高 60 万円 労働者1人当たり
人材確保等支援	働き方改革支援	時間外労働等改善助成金を受給した事業所で、労働者を雇用する等	最高 60 万円 労働者1人当たり
	人事評価改善等助成	人事評価制度を導入して適正な評価をすること	最高 130 万円
	雇用管理制度助成	職場の定着率をアップさせる取り組みをすること	最高 72 万円
人材開発支援	特別育成訓練	雇用する労働者の訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度	賃金助成1人1時間当たり 760 円
両立支援	出生時両立支援	男性労働者の育児休業を取りやすい環境を整えること	最高 72 万円
	育児休業等支援	育児休業と職場復帰のプランを立て、実行すること	最高 204 万円
	介護離職防止支援	介護休業の取得及び職場復帰について、介護支援プランを立て実行すること	最高 72 万円
業務改善		生産性向上のために設備投資と賃上げを実施すること	最高 100 万円

無料相談のご紹介

1



求人に関して

【相談内容例】

- ・ 応募が来ない
- ・ 求人をどう変えればいいのかかわからない
- ・ どの求人媒体を使えばいいのかかわからない
- ・ 求人コストが高い
- ・ いくら広告費をかければいいのかかわからない

2



助成金に関して

【相談内容例】

- ・ 助成金を活用したい
- ・ 申請方法がわからない
- ・ 何の助成金が見えるかわからない

3



労務に関して

【相談内容例】

- ・ 人が入っても、すぐに辞めてしまう
- ・ 社内トラブルが起きている

4



給与に関して

【相談内容例】

- ・ 給与計算をお願いしたい
- ・ 社会保険の手続きをお願いしたい
- ・



お気軽にお問い合わせください



0773-78-1066

事業所

A社会保険労務士法人
京都府舞鶴市伊佐津474-3
[TEL:0773-75-2607](tel:0773-75-2607)
FAX:0773-77-1762

HP

A社会保険労務士法人
<http://www.haisr.com/>
北京都助成金サポートセンター
<https://kitakyoto-joseikin.com/>